



Title	核廃絶への人道的アプローチ
Author(s)	黒澤, 満
Citation	阪大法学. 2014, 64(3-4), p. 341-360
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71528
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

核廃絶への人道的アプローチ

黒澤満

はじめに

最近の核軍縮の議論においては、個別的な具体的な軍縮措置に関する議論よりも、核廃絶への新たなアプローチとして人道的アプローチに焦点が当てられており、なかなか進展しない伝統的なアプローチに対する新たなアプローチを提起することにより、核廃絶を推進すべきであるという議論が広く展開されている。

本稿においては、まず最近広くかつ熱心に主張されている人道的アプローチを取り上げ、その背景や内容を検討する。それを基礎に、人道的アプローチに関連するさまざまな課題、すなわち国際人道法と核兵器の関連、国際人道法と軍縮国際法との関連、さらに人道的アプローチから提案されている「核兵器禁止条約」の内容と課題、そして最後にこのアプローチが強く主張されている基盤にある安全保障の概念の拡大あるいは重点の移行を考察する。

一 最近の議論の進展

1 N.P.T再検討会議における議論

核軍縮の文脈において、核軍縮への人道的アプローチへの明確な言及が国際社会の合意文書の中で初めて示されたのは、二〇一〇年核不拡散条約（N.P.T）再検討会議でコンセンサスにより採択された最終文書においてである。そこでは、「会議は、あらゆる核兵器の使用による壊滅的な人道的影響に深い懸念を表明し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に遵守する必要性を再確認する」と規定され、特に核兵器使用の壊滅的な人道的影響および国際人道法の遵守が再確認されている。

この会議で人道的側面が議論されるようになつた直接の契機は、スイス外務大臣による一般演説である。彼女は、「核兵器は役に立たず、不道徳で、違法である。……核兵器は国際人道法の観点からみると、その性質からして違法である。なぜならその効果は無差別であり、その使用は国際人道法の基本的原則と規則に例外なく違反するからである。……核戦争は我々共通的人類の生存そのものを威嚇するものであるので、主張される防衛の動機の正当性にかかわらず、核兵器の使用の正当性に関する議論が開始されるべきである。スイスの目的は、軍事的、法律的議論に加えて、人道性の側面を核軍縮に関する現在の議論の中心に持つてくることである。実際、国家の権利はどの時点において人類の利益に道を譲るべきかという問い合わせられなければならない」と述べ⁽¹⁾、人道的アプローチを核軍縮の議論の中心とすべきことを主張した。

2 米国的新たな動き

またオバマ大統領のプラハ演説も、人道的アプローチが積極的に展開されるようになった背景の一つになつてい
る。彼はその演説において「核兵器のない世界」を追求する決意を表明したが、「世界的な核戦争の脅威は消え
去つたが、核攻撃の危険は増大している」と現状を分析し、以下のように述べた。⁽²⁾

「さて、これはあらゆる人々の関心事であることを理解して欲しい。ニューヨーク、モスクワ、イスラム、バード、
マンバイ、東京、テルアビブ、パリ、プラハであれ、ある一つの都市で爆発した一つの核兵器は、何十万という
人々を殺害するだろう。それがどこで発生しようとも、我々の地球的な安全、我々の安全保障、我々の社会、我々
の経済、そして我々の究極的な生存に対するその影響は留まるところを知らないであろう」と述べ、一つの都市に
対する一つの核兵器の使用の影響が計り知れないことを強調しており、そのためには「核兵器のない世界」を追求す
る必要があることを強調している。

米国の二〇一一年四月の「核態勢見直し（NPR）」報告書においても、「核兵器が約六五年間使用されなかつた
記録を永久に延長することは、米国にとってもすべての他の国にとっても利益となるものである。ロナルド・レー
ガン大統領が宣言したように『核戦争に勝者はありえないし、核戦争は決して戦われてはならない』と述べられ
ている。⁽³⁾

核態勢見直しに基づいて作成された二〇一三年の「米国の核運用戦略」報告書においては、核運用計画ガイド
ンスとして、「新ガイダンスは、すべての計画は武力紛争法の基本原則に合致しなければならないことを明確にして
いる。したがって、たとえば計画は区別の原則および均衡性の原則を採用し、文民および民生目標への付隨的損害
を最小限にするよう求め。米国は文民や民生目標を意図的に標的とすることはしない」と述べ、すべての計画を

武力紛争法すなわち国際人道法の基本原則に合致させることを強調している。⁽⁴⁾

また米国は「〇一三年のNPT準備委員会においても、「我々は核兵器使用の甚大で深刻な結果についての懸念を共有しており、六八年間核兵器が使用されていないという記録を永久に延長することに深くかつ永続的な関心をもつていることを強調してきた」と述べている。⁽⁵⁾

3 赤十字国際委員会の貢献

さらに最近の議論の進展に大きな影響を与えたのは赤十字国際委員会（ICRC）の行動である。まず二〇一〇年NPT再検討会議の直前にICRC総裁のヤコブ・ケレンベルガーが公式演説を行い、「国際司法裁判所（ICJ）」の事実認定に照らせば、ICRCは核兵器のいかなる使用も国際人道法に合致するとみなすことは不可能であると考える。……したがってすべての国家に対しても、核兵器は、使用の合法性に関する見解にかかわらず、一度と使用されはならないことを再確認することを訴える」と述べた。⁽⁶⁾

また二〇一一年一月には、国際赤十字・赤新月運動代表者会議は、「核兵器廃絶に向かって進む」という決議を採択したが、その内容は以下の通りである。⁽⁷⁾

① いかなる核兵器の使用による結果も、計り知れない被害をもたらすことが予想されること、それに対する十分な人道的対応能力が不在であること、および核兵器使用を防止することの絶対的な緊急性があることを強調する。

② 核兵器のいかなる使用も、国際人道法の原則、特に区別性、予防措置および均衡性の原則に合致するとみなすことは不可能であると判断する。

③すべての国に対して以下のことを訴える。

- ・核兵器は、核兵器の合法性に関する意見にかかわらず、二度と使用されはならないことを確保すること。
- ・現存する誓約と国際義務に基づき、法的拘束力をもつ国際条約によって、核兵器の使用禁止と完全廃棄を目指す誠実で緊急で断固たる交渉を追求し、締結すること。

これらの赤十字国際委員会関連の演説と決議は、武力紛争における人道的保護を目的とする組織の見解であり、核兵器の使用が壊滅的な結果を生じること、それに対応する能力が不在であること、核兵器の使用は国際人道法に違反するものであることなど、核兵器の使用の人道的結果につき明確な指針を提供するものとなつており、国際社会におけるこの問題の議論の進展に大きな役割を果たした。

4 核兵器の人道的結果に関する共同声明

まず二〇一二年五月にイスラエルを中心とする一六カ国が、NPT再検討会議準備委員会の場において「核軍縮の人道的次元に関する共同声明」を提出し、核廃絶への人道的アプローチを多国間の意思表明として推進し始めた。その主な内容は以下の通りである。⁽⁸⁾

核兵器の人道的次元に関する深刻な懸念が繰り返し表明されており、意図的であれ偶發的であれ、使用されば甚大な人道的結果は不可避である。

最も重要なことは、これらの兵器がいかなる状況においても決して再び使用されないことであり、これを保証する唯一の方法は、核兵器の全面的で不可逆的で検証可能な廃絶である。すべての国は、核兵器を非合法化し、核兵器のない世界を達成するための努力を強化しなければならない。

次に同年一〇月の国連総会において、同様のタイトルをもつ共同声明が三四カ国を代表してスイスにより読み上げられた。⁽⁹⁾これは声明の賛同国を増加させることを目的としたもので、核兵器がいかなる状況においても決して再び使用されないことが最重要であること、それを保証する唯一の方法は核兵器の全面的な廃絶であること、核兵器を非合法化し核兵器のない世界達成のため努力することが基本的なメッセージとなっている。

第三に、二〇一三年四月にN P T再検討会議準備委員会において、「核兵器の人道的結果に関する共同声明」が八〇カ国を代表して南アフリカにより読み上げられた。その声明の中心部分は、「核兵器がいかなる状況においても決して再び使用されないことが人類の生存そのものにとつての利益である。核兵器が決して再び使用されないとを保証する唯一の方法は、それらの全面的な廃絶を通じてである。核兵器の人道的結果に対応することは絶対に必要なことである」と述べられている。⁽¹⁰⁾

この声明が以前の声明と異なるのは、「すべての国は核兵器を非合法化し、核兵器のない世界を達成するための努力を強化しなければならない」という部分が削除されていることである。新たな共同声明により多くの国の賛同を得るために、つまり核兵器の非合法化には賛成できない諸国からの賛同を得るために、声明の内容が若干トーンダウンされたのである。これにより賛同国は八〇カ国に増加し、N A T O同盟国からも、以前の声明にも賛同していたノルウェーとデンマークに加え、アイスランド、ルクセンブルグの合計四カ国が賛同している。しかしそ他のN A T O諸国および日本、オーストラリアなどは参加していない。日本も共同声明に参加する可能性を検討したが、「核兵器がいかなる状況においても決して再び使用されないこと」という部分につき、現在の北東アジアにおける安全保障環境からして受け入れられないと考え、参加しないことが決定された。

第四に、同年の国連総会において、ニュージーランドを中心としてまとめられた「核兵器の人道的結果に関する

「共同声明」に多くの国が賛同し、最終的には一二五カ国が賛同する共同声明となつた。⁽¹¹⁾ 声明の基本的な内容は前回のものと同様であり、「核兵器がいかなる状況においても決して再び使用されないことが人類の生存そのものにとっての利益である。核兵器が決して再び使用されないことを保証する唯一の方法はそれらの廃絶を通じてである」というところにある。今回の共同声明に日本が初めて賛同を表明したことは重要であるが、声明の基本的内容は前回のものと同じである。日本が参加した理由の一として、これまでの共同声明に参加しないことに対しても、国内での大きな批判、特に広島および長崎からの、また特に被爆者からの批判があつたことが考えられる。

政府の見解によれば、賛同したのは日本の立場が取り入れられたからであり、それは「核兵器による壊滅的結果が、人類の生存、環境、社会経済的発展、将来世代への健康に深く影響すること、核兵器の壊滅的な影響への意識が核軍縮に向けたすべてのアプローチおよび努力を支えなければならないことを確信する」という文言の挿入であるとされる。⁽¹²⁾ それは人道的観点から、包括的アプローチのみではなく、日本の主張する核軍縮への実際的でステップ・バイ・ステップのアプローチも承認されたからである。

この共同声明との関連で重要なのは、同日オーストラリアが米国の同盟国を中心とした一七カ国の共同声明を、同じタイトルで提出したことである。この共同声明は、ニュージーランドによる上述の共同声明を歓迎しつつも、「核兵器を禁止するだけでは核兵器の廃絶は保証されないのであって、核兵器保有国を実質的にかつ建設的に関与させること、および核兵器の議論においては安全保障と人道の両次元を認めることが必要である」と述べている。⁽¹³⁾ 日本のみが両方の声明の賛同国となつていている。

5 核兵器の人的影響に関する国際会議

一〇一三年三月に、ノルウェー政府主催の「核兵器の人的影響に関する国際会議」がオスロで開催された。この会議の目的は、核兵器の爆発の人的影響について、事実に基づく見解を提示し、十分な情報に基づいた議論を促進することであった。会議には一二七カ国、国連、赤十字国際委員会、NGOなどが参加したが、五核兵器国は参加を拒否した。¹⁴⁾

会議は以下の三つのセッションで議論を行った。

セッション1..核兵器の爆発による即時の人道的影響

セッション2..広範な影響と長期的な結果

セッション3..人道的備えと対応

総括セッションでは、アイデ・ノルウェー外相が議長総括を提出し、プレゼンテーションおよび議論から引き出される主要点として以下の三点を指摘した。¹⁵⁾

① いかなる国家あるいは国際機関も、核兵器の爆発がもたらす即時の人道的緊急事態に十分に対応し、被害者に対する十分な援助活動を行うことは不可能であろう。そのような対応能力を確立すること自体、いかなる試みをもつてしても不可能かもしれない。

② 核兵器の使用および実験からの歴史的な経験は、それが壊滅的な即時のおよび長期的な効果をもたらしたことを証明している。政治的な状況は変わても、核兵器の破壊的な潜在力に変わりはない。

③ 核兵器の爆発の効果は、その原因にかかわらず、国境内に閉じ込めることはできず、地域的にも世界的にも国家や市民に重大な影響を及ぼす。

このオスロ会議について、パトリシア・ルイスらは、以下のように高く評価している⁽¹⁶⁾。

オスロ会議は核抑止のような冷戦に基づく概念から、核兵器が実際に何であり何をするのかについての新たな議論への移行を示している。……会議の第一の成果は、会議が実際に、冷戦の概念を超える核兵器問題に関するディスコースを提示したことである。すなわち核兵器の特徴および人間と環境に対するその影響を含め、核爆発に関する事実に焦点を当てるにより新たなディスコースを提示したことである。

この会議の直後に開催されたNPT準備委員会で八〇カ国が賛同した共同声明において、この会議は以下のよう
に評価されている。

この会議は、核兵器の爆発の影響に関して事実に基づく議論に取り組むためのプラットフォームを提供した。
会議への広範な参加は、爆発の壊滅的な影響はすべての者の関心事であり関連ごとであることを反映している。
専門家および国際機関からの重要なメッセージは、いかなる国もいかなる国際機関も、核兵器の爆発により生じる即時の人道的緊急状態に対応できないだろうし、被害者に十分な援助を提供できないであろうということである。

二〇一四年一月にはメキシコのナジャリットにおいて、「第二回核兵器の人道的影響に関する国際会議」が開催され、一四六カ国、国連、赤十字国際委員会およびNGOが参加した。五核兵器国はこの会議にも参加しなかつた。⁽¹⁷⁾
会議は、被爆者の証言を聞いた後、以下の四つのセッションにおいて議論を継続した。

セッション1.. オスロからナジャリットへ

セッション2.. 国家の、地域的および地球的経済成長及び持続可能な発展に対する核兵器爆発のチャレンジ
セッション3.. 地球的公衆衛生への核兵器爆発の影響

セッション4・核爆発の危険およびその他の影響

議長総括では、この会議が核兵器の影響に関する詳細な議論を促進させるための事実に基づくアプローチの提示に成功したとし、その重要な結論として、①核兵器爆発の影響は国境に縛られない、②核兵器の爆発は即死と破壊のみならず、社会的・経済的発展を妨げ、環境に害を与える、③今日、核兵器の使用のリスクは地球規模で増大している、④核兵器爆発の場合に適切に対処し支援できる国や国際機関は存在しないことなどを列挙している。

さらに、我々は、過去において兵器がまず違法化されそして廃棄されたことを考慮すべきであり、これが核兵器のない世界を達成する道であると信じる。核兵器の人道的影響に関する広範で包括的な議論は法的拘束力ある条約を締結することを通じて、新たな国際基準と規範を実現するという政府および市民社会のコミットメントへとつなげるべきである。ナジャリット会議はこの目的に資するような外交プロセスを開始する時期がきたことを示しているというのが議長の見解である。⁽¹⁸⁾

なおこの会議において、オーストリア政府は同様の会議を二〇一四年末にウイーンで開催することを発表した。

二 國際人道法と核兵器

核廃絶への人道的アプローチは、さまざまな側面を含んでおり法的側面からの主張に限定されるものではないが、その中心は国際人道法に関するものであり、それと核兵器との関連が広く議論されている。

1 国際司法裁判所の勧告的意見

核兵器の使用の法的側面が本格的に議論されたのは、一九九六年に国際司法裁判所（I C J）が「核兵器の威嚇

または使用の合法性」に関する国連総会からの要請に応えて、勧告的意見を与えた時である。⁽¹⁹⁾ I C J はまず核兵器の一一定のユニークな性質を考慮し、国際人道法の基本的な原則および規則を示し、大多数の国家および学者の見解によれば、国際人道法の核兵器の威嚇または使用への適用可能性について、人道法の核兵器への適用可能性については疑いの余地はほぼありえないと述べた。

I C J は、核兵器のユニークな性質からして核兵器の使用は実際、国際人道法の要件にほとんど両立しないと思われると述べながら、核兵器の使用があらゆる状況において、武力紛争に適用可能な法の原則と規則に必然的に違反すると確信をもつて結論するための十分な要素を保有していないと考えた。また裁判所は、「核兵器の威嚇または使用の包括的かつ普遍的な禁止は、慣習法の中にも条約の中にも存在しない」と述べ、結論として、「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用可能な国際法の規則、および特に人道法の原則と規則に一般的に違反するであろう」と述べた。

2 最近の議論

二〇一〇年N P T再検討会議の最終文書も、核兵器のあらゆる使用による壊滅的な人道的結果に深い懸念を表明し、すべての国が国際人道法を含む適用可能な国際法を常に遵守する必要性を再確認している。I C J の勧告的意見が「一般的に(generally)」違法であると述べているのに対し、この文書は「あらゆる(any)」使用に関して、国際人道法を「常に(at all times)」遵守すると述べているため、核兵器使用の一般的違法から全面的違法へと移行したと主張されている。⁽²⁰⁾

赤十字国際委員会の総裁も、国際司法裁判所の事実認定に照らせば、I C R C はいかなる使用も国際人道法に合

致するところみなすことは不可能であると考えており、国際赤十字・赤新月運動代表者会議も、核兵器のいかなる使用も、国際人道法の原則、特に区別性、予防措置および均衡性の原則に合致するとみなすことは不可能であると判断している。

3 今後の課題

核兵器国は国際人道法あるいは武力紛争法に関する議論において、伝統的に、それらの法が核兵器にも適用されるということについてあわめて消極的な態度を示してきたが、今では、ICJの勧告的意見にもあるように、核兵器にも国際人道法が適用されることには一般的な合意が存在する。

核兵器の使用に対しても国際人道法が適用されることを前提として、次に問題になるのは、核兵器のあらゆる使用が国際人道法に違反するのか、そうではなくて、通常兵器における場合と同様に、核兵器の一定の使用方法が違法となるのかということである。ICJは、核兵器のユニークな性質からして、核兵器の使用は国際人道法の要件に関してほとんど両立しないと思われるべく述べながらも、核兵器の使用を包括的かつ普遍的に禁止する国際法は存在しないと判断し、その結果、勧告的意見の結論も、核兵器の使用は国際人道法に一般に(generally) 違反するだろうと述べている。

それに対して、11010年NPT再検討会議の最終文書は、核兵器のいかなる(any) 使用も壊滅的な人道的影響があるので、常に(at all times) 国際人道法を遵守する必要を再確認しており、それはICJの意見と比べれば、全面的な禁止と解釈できるものである。さらにICRCなどの見解では、核兵器のいかなる使用も国際人道法に合致するとはみなしえないし、合致するとみなすこととは不可能であると述べており、国際人道法からみて核兵器の使

用は絶対的に違法であると主張されている。また核兵器の人道的影響に関する国際会議の議論における事実に基づく科学的な分析において、さまざまな被害が想定されている点からしても、核兵器の使用の違法性が推測できる。このような現状において取るべき措置の一つは、核兵器国に対し、国際人道法に違反しないと考える核兵器の使用の態様を明確に示すよう要求することである。ICJの勧告的意見の際にも、核兵器国は、大洋に孤立的に存在する艦船に対する核兵器の使用といったケースを主張していたが、詳細な議論は行われていない。今日においては事実に基づく科学的な議論により核兵器の使用の影響が一層明らかになっているのであるから、核兵器国は、ICJ勧告的意見の「一般的に違法」という原則に対する例外として、どのような使用方法が合法でありうるのかを明確に示すべきであろう。

第二の措置は、核兵器の使用禁止に関する条約の交渉を始めることがある。化学兵器および生物兵器に関して、それらの使用は一九二五年のジュネーブ議定書で禁止され、その後半世紀ほど経過して、それらの兵器を全面的に禁止し、廃棄することを定める条約が署名され批准され、発効した。核兵器禁止条約の交渉が強く求められている現在において、核兵器の使用のみを禁止する条約を求めるのは、時代遅れであり核廃絶への勢いを妨げるものであるとの反論もありうるが、条約締結の実現の可能性から考えれば、また論理的にも優れたものであり、推進すべきものであると考えられる。

三 國際人道法と軍縮国際法との関係

核廃絶への人道的アプローチの論理の特徴は、核兵器の使用は壊滅的な人道的影響を及ぼすものであるので、核兵器が決して再び使用されないことが人類の生存そのものにとっての利益であり、核兵器が使用されないための絶

対的な保証は核兵器の廃絶である、といふものである。したがって、人道的アプローチは、核兵器の使用の問題を超えて、核兵器の廃絶までを要求するものであり、それも核兵器禁止条約を作成して包括的に実施しようとするものである。

前者の核兵器の使用の禁止というのは国際人道法の問題であり、後者の核兵器の廃絶というのは軍縮国際法の問題である。国際人道法は、武力紛争法とも呼ばれており、歴史的には戦時国際法と呼ばれていたものである。他方、兵器の保有やその廃絶などを規律する国際法は、軍縮国際法であって、これは基本的には平時において、保有する兵器の規制に関するものである。これらの二つの法体系の識別および分離は戦争が一般に禁止されている現在においても、必要でありかつ不可欠なものである。^[21]

歴史的には、前者は *jus in bello* の課題であり、後者は平時における課題である。最近の議論において、「核兵器が決して再び使用されないことが人類の生存そのものにとっての利益であり、そのための絶対的な保証は核兵器の廃絶である」という主張はきわめて興味深いものであり、一見論理的であるように思われるが、これら二つの法領域は、適用される時期や対象など大きく異なるものであり、一方から他方への移行をもつと説得力ある形で示す必要があるようと思われる。

四 核兵器禁止条約の新たな提案

核廃絶への人道的アプローチの一環として、最近主として国際NGOにより主張されているのが、「核兵器禁止条約（Treaty Banning Nuclear Weapons）」の交渉開始である。この条約の大きな特徴は、まず核兵器を保有する国家の参加を必ずしも前提としないで条約の交渉を開始することであり、第一に、この条約はまず核兵器の使用と

保有を禁止するもので、核兵器の廃絶とその検証などは後の段階で取り扱うといったものである。このような条約は、まず核兵器を禁止することにより、核兵器は違法なものであるという認識を世界的に広めることを通じて、そのような核兵器に対する認識の変化を促進することを当初の目的とするものである。核兵器を禁止することにより、核兵器が使用される可能性は少なくなり、人道的な側面からも有益であるというものである。⁽²²⁾

これまでの核兵器禁止条約の提案は、すべての核兵器国を含めることを前提に議論がなされてきたので、その意味ではきわめて革新的なものである。一九九六年のICJ勧告的意見の結論のF項の「核兵器国は核兵器の廃絶に関する条約を交渉し、締結に至らせる義務があるという意見」を根拠に、国際NGOが提案している「モデル核兵器条約（Model Nuclear Weapons Convention）」も核兵器国への参加を前提としたものであるし、グローバル・ゼロ委員会の提案、平和市長会議の提案などすべて核兵器国を中心とした提案である。

他方、最近の提案は、核兵器国への参加を必ずしも前提としない、すなわち非核兵器国だけで核兵器禁止条約を交渉しようとするものである。これは対人地雷禁止条約およびクラスター弾条約を先例とする考え方であり、これらの条約はそれらの兵器を大量に保有する国家のイニシアティブではなく、中堅国家とNGOが協力して交渉を開始し、条約の採択に至つたものである。前者はオタワ・プロセスとして、後者はオスロ・プロセスとして実施されたものである。ただ、これらの条約の場合はそれらの兵器の廃絶をも規定しているもので、核兵器禁止条約が主張しているような、使用と所有を優先的に禁止するというものではない。この点では両者は異なっている。

対人地雷およびクラスター弾の場合に可能であったことが、核兵器でもすぐさま可能であるかどうかは議論の余地がある。前者の場合は実際の戦闘で使用されており、多くの犠牲者が出ている兵器であつたのに対し、核兵器は一九四五年以来使用されていない。また対人地雷やクラスター弾は戦闘で有益であつたとしても、核兵器のもつ壊

滅的破壊力とは異なるとともに、核兵器は現在では主として抑止の観点から重要視されていることがある。また核兵器は核兵器国の軍事力の中心的役割を果たしているのに対して、対人地雷やクラスター弾はその国の軍事力の中的心的存在ではない。

対人地雷とクラスター弾の禁止と廃棄に関する条約の交渉は、それらの兵器により非戦闘員、特に子供や女性が被害者となつており、そのような人道的な側面から禁止と廃棄を要求するものであつた。核兵器は、もちろんそれ以上に非人道的であるが、戦略的観点から最も重視されているという大きな違いが存在する。⁽²³⁾

五 むすび——核廃絶と安全保障概念

このような状況に関して、レベッカ・ジョンソンは、人道的アプローチが核兵器に関する議論の枠組みを変え始めていると主張し、その要因として、①国際人道法の重要性が増大していること、②核兵器使用の人道的結果が広く知られるようになっていること、③核抑止の有効性に対する信頼が弱まっていること、④市民社会および非核兵器国が、核兵器に関する政策決定に対し権利、責任、高い安全保障上の利害関係を持っていることが徐々に認識されていていることを挙げている。⁽²⁴⁾

安全保障の概念は歴史的には「国家安全保障」から始まつており、軍事的な脅威に対して国家の安全保障をいかに維持し強化するかという観点が基本的に重視されてきた。この概念は今日においても国家の基本的任務として重要視されている。二〇世紀に入り、国際連盟や国際連合の成立とともに、国家と国家の間の安全保障として「国際安全保障」が強調されるようになつた。国連の第一の目的は、国際の平和と安全保障を維持することと憲章に規定されている。ここにおいては国家のみならず国際機構が一定の役割を果たすことが期待されているが、その内容は

基本的には軍事的な安全保障である。

軍縮の問題は伝統的には国家間の安全保障を維持する問題であり、主体は国家であり領域は軍事的安全保障であった。そゝでは大国間のバランスを維持し、戦略的安定性を維持する」⁽²⁾が主たる目的であり、「軍備管理」と一般に呼ばれた措置が追求されできた。

安全保障の概念が大きく変化し拡大したのは、「人間の安全保障」という概念の導入を契機としている。⁽²³⁾そりでは「国家」の安全保障ではなく「人間」の安全保障が中心的課題となり、軍事的側面だけでなく、経済社会的な問題、人権や開発の問題、環境やエネルギーの問題なども含まれるようになつてめた。

この論文の中心的課題である軍縮への人道的アプローチは、核兵器使用の壊滅的な結果を出発点として、国家よりも人間の安全保障に焦点を当てるものであり、軍事的側面が中心的課題であるとしても、範囲はそれにとどまらないで、人権、環境、開発などを含む広い概念である。このアプローチは、安全保障概念の大きな変更といふに発生したものであり、今後の核軍縮の推進にとって、有益な貢献をなすものと考えられる。

- (一) 2010 NPT Review Conference, Statement by Switzerland, General Debate, 4 May 2010.
- (二) The White House, Office of the Press Secretary, "Remarks by President Barack Obama," Prague, Czech Republic, April 5, 2009. <http://www.whitehouse.gov/the_press_office/Remarks_By_President_Barak_Obama_In_Prague_As_Delivered/>
- (三) U.S. Department of Defense, *Nuclear Posture Review Report*, April 2010. <<http://www.defense.gov/npr/docs/2010%20Nuclear%20Posture%20Review%20Report.pdf>>
- (四) U.S. Department of Defense, *Report on Nuclear Employment Strategy of the United States Specified in Section 491 of 10 U.S.C.*, June 19, 2013. <http://www.defense.gov/pubs/ReporttoCongressNuclearEmploymentStrategy_Section491.pdf>
- (五) Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, Statement by the U. S., General

Debate, April 22, 2013.

- (c) International Committee of the Red Cross, “Bringing the Era of Nuclear Weapons to an End,” Statement by Jakob Kellenberger, President of the ICRC, to the Geneva Diplomat Corps, Geneva, 20 April 2010. (<http://www.icrc.org/eng/resources/statement/nuclear-weapon-statement-200410.htm>)
- (r) ICRC International Committee of the Red Cross, Council of Delegations 2011: Resolution 1, “Working towards the Elimination of Nuclear Weapons,” 26 November 2011. (<http://www.icrc.org/eng/resources/documents/resolution/council-delegates-resolution-1-2011.htm>)
- (∞) First Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, “Joint Declaration on the Humanitarian Dimension of Nuclear Disarmament,” 2 May 2012. (<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/prepcom12/statements/2May.IHL.pdf>)
- (σ) 67th Session of the United Nations General Assembly First Committee, “Joint Statement on the Humanitarian Dimension of Nuclear Disarmament,” New York, 22 October 2012. (<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/1com/1com12/statements/22Oct-Switzerland.pdf>)
- (Ω) Second Session of the Preparatory Committee for the 2015 NPT Review Conference, “Joint Statement on the Humanitarian Consequence of Nuclear Weapons,” delivered by South Africa, 24 April 2013.
- (Ξ) UNGA68: First Committee, “Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons,” delivered by Ambassador Drell Higbie, New Zealand, 21 October 2013.
- (Ω) 玄蕃大臣謹啓「核兵器の道筋と其の共通性」書簡 | ○平111月 | www.mofa.go.jp/mofaj/pres/press/page4_000254.html |
- (Ω) UNGA68: First Committee, “Joint Statement on the Humanitarian Consequences of Nuclear Weapons,” delivered by Ambassador Peter Woolcott, 21 October 2013.
- (14) 田松氏聯合人道宣言 | ローリー・ボリス | ジョン・ボリー | タム・カフヒー | ジョン・ボリスとタム・カフヒー | John Borrie and Tim Caughley, “After Oslo: Humanitarian Perspectives and the Changing Nuclear Weapons Discourse,” John Borrie and Tim Caughley

- (eds.), *Viewing Nuclear Weapons through a Humanitarian Lens*, UNIDIR, Geneva, Switzerland, 2013, pp. 95–117.
- (12) Norway Ministry of Foreign Affairs, “Chair’s Summary Humanitarian Impact of Nuclear Weapons,” Oslo, 4–5 March 2013. (<http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/whats-new/Speeches-and-articles/e-speech/2013/nuclear-summary.html?Id=716343>)
- (13) Patricia Lewis and Heather Williams, “The Meaning of the Oslo Conference on the Humanitarian Impacts of Nuclear Weapons,” John Borrie and Tim Caughley (eds.), *Viewing Nuclear Weapons through a Humanitarian Lens*, UNIDIR, Geneva, Switzerland, 2013, p. 78.
- (14) “Second Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, Programme.” (<http://www.sre.gob.mx/en/images/cih/draftprogramme04febrero.pdf>)
- (15) “Second Conference on the Humanitarian Impact of Nuclear Weapons, Chair’s Summary,” Nayarit, Mexico, 14 February 2014. (<http://www.sre.gob.mx/en/index.php/humanimpactnayarit-2014>)
- (16) International Court of Justice, *Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons*, Advisory Opinion of 8 July 1996.
- (17) Middle Power Initiative, *The Humanitarian Imperative for Nuclear Disarmament*, September 5, 2010, p. 7.
- (18) Gören Lysén, *International Regulation of Armament: the Law of Disarmament*, Iustus Forlag AB, Uppsala, 1990, pp. 55–56.
- (19) Article 36 and Reaching Critical Will, *A Treaty Banning Nuclear Weapons: Developing a Legal Framework for the Prohibition and Elimination of Nuclear Weapons*, May 2014. (<http://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Publications/a-treaty-banning-nuclear-weapons.pdf>#; International Campaign to Abolish Nuclear Weapons, *Ban Nuclear Weapons Now*, July 2013. (<http://www.icanw.org/wp-content/uploads/2012/08/BanNuclearWeaponsNow.pdf#>#))
- (20) 報告書の主張は「核廃絶へのアプローチ」 John Borrie, “Viewing Nuclear Weapons through a Humanitarian Lens : Context and Implications,” John Borrie and Tim Caughley (eds.), *Viewing Nuclear Weapons through a Humanitarian Lens*, UNIDIR, Geneva, Switzerland, 2013, pp. 32–34.
- (21) Rebecca Johnson, “The NPT in 2010–2012: A Control Regime Trapped in Time,” *Decline or Transform: Nuclear*

Disarmament and Security beyond the NPT Review Process, Acronym, 2012, pp. 27–28.

(52) See Tim Caughey, “Tracing Notions about Catastrophic Humanitarian Consequences,” John Borrie and Tim Caughey (eds.), *Viewing Nuclear Weapons through a Humanitarian Lens*, UNIDIR, Geneva, Switzerland, 2013, pp. 22–23.